

**【日本薬剤師研修センター発行の単位について】**

石川県薬剤師会（G08）では、PECSの電子的単位も従来の受講シールと同様に認定申請にご利用いただけます。PECSから単位払出を行い、出力される「単位証明書」を受講シールの代わりとして扱います。ただし、単位の重複利用防止のため、単位提出先が石川県薬剤師会（G08）以外のプロバイダーが記載された単位証明書はご利用いただけません。（提出先のプロバイダー選択後の変更不可）

また、発行・印刷の際にエラーとなり単位証明書が印刷できなかった場合は受講シール紛失と同じ扱いになりますので発行の際は十分ご注意ください。（発行後の再印刷不可）

受講された各研修の受講年月日・研修課題名・研修内容・単位累計・単位証明書発行番号※1を研修手帳にご記入ください。※1シール貼付欄に記入すること

石川県薬剤師会（G08）以外のプロバイダーから更新をされる方で、認定期限日までに単位証明書を発行できない場合は、先に更新に必要な書類をご提出ください。

**【更新必要書類】**

- ・ 認定薬剤師更新申請書
- ・ 更新先変更届
- ・ 現在お持ちの認定薬剤師証のコピー
- ・ 研修手帳 ※未反映の単位についても受講年月日・研修内容等詳細を記載すること。
- ・ 認定申請料払込書コピー

なお、PECSに関する事、単位証明書の発行手順を含む各種のお問い合わせは、日本薬剤師研修センター（G01）へ直接ご確認くださいませようお願いいたします。